

第十二条 関税法の一部を次のように改正する。
 第七条の五第一号八中「都道府県暴力追放運動推進センター」の下に「及び第三十二条の十一第一項（報告及び立入り）」を加える。
 （障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）
 第十三条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
 第七十四条の三第三項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「第四十八条」を「第五十条（第二号に係る部分に限る。）」に改める。
 第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第七十四条の三第三項第三号中「限る。」の下に「及び第五十二条」を加える。
 （罰則等管理事業法の一部改正）
 第十五条 罰則等管理事業法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。
 第三十三条の二第二項第六号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中、第三十二条の二第七項を「第三十二条の三第七項」に改める。
 第三十五条の三の二第六第一項第五号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。
 第十六条 罰則等管理事業法の一部を次のように改正する。
 第三十三条の二第二項第六号八及び第三十五条の三の二第六第一項第五号八中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。
 （貸金業法の一部改正）
 第十七条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一項第五号、第二十四条の六の四第一項第十二号及び第二十四条の八第五項第四号イ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。
 第二十四条の二第七第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。
 第二十四条の三十七第一号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。
 第十八条 貸金業法の一部を次のように改正する。
 第六条第一項第五号、第二十四条の六の四第一項第十二号、第二十四条の八第五項第四号イ、第二十四条の二第七第一項第五号及び第二十四条の三十七第一号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。
 （特定非営利活動促進法の一部改正）
 第十九条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。
 第二十条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。
 第二十条 特定非営利活動促進法の一部を次のように改正する。
 第二十条第四号中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。
 （資産の流動化に関する法律の一部改正）
 第二十一条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
 第七十条第一項第五号中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）」若しくは第五十一条」に改める。
 （著作権等管理事業法の一部改正）
 第二十二条 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一項第五号二中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号水中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

第二十三条 著作権等管理事業法の一部を次のように改正する。
 第六条第一項第五号水中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。
 （社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）
 第二十四条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第四号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）」若しくは第五十一条」に改める。
 （信託業法の一部改正）
 第二十五条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。
 第五条第二項第八号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号子中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）」若しくは第五十一条」に改める。
 （会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
 第二十六条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。
 第二百三十三条第三十九項第一号(4)中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号(5)中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十一条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）」若しくは第五十一条」に改める。
 （公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）
 第二十七条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
 第六条第一号口中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改め、同号八中「禁錮」を「禁錮」に改める。
 第二十八条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第六条第一号口中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。
 （電子記録債権法の一部改正）
 第二十九条 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
 第五十一条第一項第四号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号八中「第四十七条、第四十九条若しくは第五十条」を「から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）」若しくは第五十一条」に改める。
 （労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
 第三十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
 附則第十四条第九号中「第三十八号」を「第三十九号」に改める。
 （調整規定）
 第三十一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「労働者派遣法等一部改正法」という。）の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、附則第四条第四号及び第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。